



決済照合システム
利用申請書類記載要領

平成 17 年 2 月

(株)証券保管振替機構

~ 目次 ~

1	利用申請書(様式 1-1-1)の記入にあたっての記載要領	1
2	情報登録票(様式 2-1-1)の記入にあたっての記載要領	5
3	情報登録票(様式 2-1-2)の記入にあたっての記載要領	7
4	利用手数料請求先に関する届出書(様式 1-8-1)の記入にあたっての記載要領	9
5	ファンド・SSI登録連絡者申請書(様式 1-9-1)の記入にあたっての記載要領	10
6	商品別参加ステータス(様式 1-10-1)	11
7	リ-スタグ [®] 及び一時停止/解除に関する届出書(様式 3-1-1)の記入にあたっての記載要領	12
8	決済代行会社への業務委託に関する届出書(様式 3-1-2)の記入にあたっての記載要領	13
9	決済代行利用届出書【決済代行会社用】(様式 3-1-3)の記入にあたっての記載要領	13

各種申請書類の記入における記載要領について

各種申請書の注意が必要な事項について、各種申請書毎に以下に記述します。

1 決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の記入にあたっての記載要領

P1「本店所在地 会社名 代表者の役職名及び氏名」及び印について

- ・ 既に本システムを利用している会社様については、本店所在地、会社名、代表者の役職名及び氏名の記入のみして頂ければ結構です。押印は不要です。
- ・ 日本における代表者の役職名及び氏名を記入してください。

【二．届出（国内取引）について】

P2「1.国内取引の申請区分」について

- ・ ここでは国内取引の機能をご利用になるか否かについてチェックして下さい。国内取引をご利用にならない場合は国内取引についての項番 2～7 への記入は原則不要です(既存の登録内容を変更する場合は、該当項目のみご記入ください)。

P2～3「2.業務取扱責任者及び業務取扱副責任者」(国内取引)及び「3.システム取扱責任者及びシステム取扱副責任者」(国内取引)について

- ・ 国内取引の業務における業務取扱責任者及びシステム取扱責任者をご記入ください。国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入ください。
- ・ 業務取扱責任者及びシステム取扱責任者については、何かあったときに連絡する際、具体的な内容がわかる実務担当の方をご記入下さい。また、副責任者は正の責任者の方が不在のときにその代わりができる方をお願いいたします。

P4「4.業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者」(国内取引)について

- ・ 国内取引の業務における業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者をご記入ください。国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入ください。
- ・ 業務代行者とは、「決済照合システムを利用して、株券その他の有価証券の決済条件等の照合を当該利用者に代わって行う者」(有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第6条第1項第3号参照)です。

P5「5.計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者」(国内取引)について

- ・ 国内取引の業務における計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者をご記入ください。国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入ください。

- ・ 計算会社とは「利用者が株券その他の有価証券の決済条件等の照合の処理を委託している者」(有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第6条1項第9号参照)です。

P6「6. 利用接続方式(国内取引)」について

- ・ 国内取引と非居住者取引において、異なる利用接続方式を選択することが可能です。ここでは国内取引における利用接続方式を選択して下さい。
- ・ 下記の単位で伝送方式が選択可能となりますので、各々接続方式を選択して下さい。
 - 現物(株式/CB)
 - 現物(国債)
 - 先物・オプション
 - 投信(基準価額データ、設定・解約口数データ)
- ・ 同一接続単位で、利用者と計算会社の両方が接続することはできません。どちらか一方の接続となります。
- ・ 現物(株式/CB)と 現物(国債)については、一方を利用者、もう一方を計算会社が接続することが可能です。
- ・ 利用業務フローで「決済照合から利用」型を選択する場合、(1)現物取引欄のみ記入して下さい。

P7「7. 利用業務フロー及び利用サービス(国内取引)」について

- ・ 国内取引を新規にご利用になる、もしくは既存の登録内容を変更する場合のみご記入ください。
- ・ 送信完了報告データの受信有無についてご選択下さい。
- ・ 「約定照合から利用」型を選択した場合は、利用サービスも選択して下さい。
- ・ 利用サービスは複数選択することも可能です。(通常、証券会社様は売買報告サービス(売買報告承認サービスは業者間取引を行う利用者のみ)、信託銀行様は売買報告承認サービス、機関投資家様は運用指図サービスをご利用になられます。)
- ・ 株式、転換社債の業者間取引について約定照合を利用される場合で、売買報告データを受信する可能性のある方は「売買報告承認サービス」をチェックして下さい。(なお、国債の業者間取引については、業務フロー区分「二者間センタ・マッチング」型で利用可能となりますので、対象商品が国債のみの場合は「売買報告承認サービス」のチェックは不要です。)
- ・ 繰越通知データの要否をご選択ください。(繰越処理の詳細については、接続仕様書(業務編(国内取引))3.10 繰越処理をご参照ください。)
- ・ 別紙「決済照合システム 利用申請に関する注意事項 3.2 利用業務フロー及び利用サービスについて」をご参考にして下さい。

【三．届出（非居住者取引）について】

P8「1.非居住者取引の申請区分」について

- ・ ここでは非居住者取引をご利用になるか否かについてチェックして下さい。非居住者取引をご利用にならない場合は、非居住者取引についての項番2～7への記入は不要です。

P8～9「2.業務取扱責任者及び業務取扱副責任者」（非居住者取引）及び「3.システム取扱責任者及び業務取扱副責任者」（非居住者取引）について

- ・ 非居住者取引の業務における業務取扱責任者及びシステム取扱責任者をご記入ください。非居住者取引をご利用にならない場合は記入不要です。
- ・ 業務取扱責任者及びシステム取扱責任者については、何かあったときに連絡する際、具体的な内容がわかる実務担当の方をご記入下さい。また、副責任者は正の責任者の方が不在のときにその代替りができる方をお願いいたします。

P10「4.業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者」（非居住者取引）について

- ・ 非居住者取引の業務における業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者をご記入ください。非居住者取引をご利用にならない場合は記入不要です。
- ・ 業務代行者とは、「決済照合システムを利用して、株券その他の有価証券の決済条件等の照合を当該利用者に代わって行う者」（有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第6条第1項第3号）です。

P11「5.計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者」（非居住者取引）について

- ・ 非居住者取引の業務における計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者をご記入ください。非居住者取引をご利用にならない場合は記入不要です。
- ・ 計算会社とは「利用者が株券その他の有価証券の決済条件等の照合の処理を委託している者」（有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の第6条1項第9号参照）です。

P12「6.利用接続方式（非居住者取引）」について

- ・ 国内取引と非居住者取引において、異なる利用接続方式を選択することが可能です。ここでは非居住者取引における接続方式を選択して下さい。
- ・ 下記の単位で伝送方式が選択可能となりますので、各々接続方式を選択して下さい。
 - 非居住者取引（株式／CB）
 - 非居住者取引（国債）
- ・ 非居住者取引において、ファイル伝送処理方式接続はできません。
- ・ 同一接続単位で、利用者と計算会社の両方が接続することはできません。どちらか一方の接続となります。
- ・ 非居住者取引（株式／CB）と 非居住者取引（国債）については、一方を利用者、もう一方を計算会社が接続することが可能です。

P12「7. 利用サービス（非居住者取引）」について

- ・ 非居住者取引における利用サービスにつきましては、繰越通知データの要否をご選択ください。（繰越処理の詳細については、接続仕様書（業務編（非居住者取引））3.8 繰越処理をご参照ください。）
- ・ カットオフタイム警告データ送信時の決済照合結果通知データ（照合一致（受渡し実行不可））の要否をご選択ください。（カットオフタイム警告データ送信時の決済照合結果通知データの詳細については、接続仕様書（業務編（非居住者取引））3.4 カットオフタイムに関する処理をご参照ください。）
- ・ 別紙「決済照合システム 利用申請に関する注意事項（国債対応フェーズ） 3.2 利用業務フロー及び利用サービスについて」をご参考にして下さい。

【四. 届出（共通）について】

P13「1. 利用接続方式（統合 Web 端末接続）」について

- ・ 利用者(Web) 端末接続については、利用者ご自身、利用者における業務代行者及び利用者における計算会社それぞれにおいて利用が可能です。
- ・ 利用者(Web) 端末接続は、ファンド及び SSI 登録する際に必要となりますので、ファンド及び SSI を登録される利用者の方は「利用する」を選択して下さい。

P13「2. 金融機関識別コード」

- ・ 利用者を一意に識別する金融機関識別コードとして、利用申請者にてお持ちの BIC、統一金融機関コード、証券会社等標準コード、独自コードのいずれかを選択してご登録頂きます。
なお、BIC コードをお持ちの方は原則その BIC コードを今回の申請においてご登録ください。
- ・ 利用申請者によっては金融機関識別コードが既に本システムに登録されている場合があります。これに該当する利用申請者については、別紙「決済照合システム 利用申請に関する注意事項 別紙」に記載させて頂いておりますコードを、今回の申請においてご登録下さい。
- ・ BIC、統一金融機関コード、証券会社コード等標準コードのいずれも持たない場合は、本システムが付番する「独自コード付与希望」を選択して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）

2 情報登録票（様式 2-1-1）の記入にあたっての記載要領

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書（様式 1-1-1）の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、（ ）内に独自コードと記入して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）

P1「2. 申請区分及び実施日」

- ・ 今回の利用申請に当たっては、実施日については記入不要です。

P2～3「3. 国内取引 / 非居住者取引 / 保管振替業務申請区分」

- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続によって利用される機能（国内取引 / 非居住者取引 / 保管振替業務）を選択して下さい。

P4～9「4. 1 回線構成」

- ・ 回線構成パターンについては、決済照合システム接続仕様書（基盤編）付録 2 に記載されているパターンよりご利用のパターンを選択して下さい。
- ・ 発信者番号及び PPP パスワードについては、INS-C をご利用の際のみ必要となります。
- ・ 回線 (INS-C) の発信者番号を得ていない場合については、発信者番号を記入欄に「**回線申請中 (NTT に対しては 月 日に申請済み)**」と NTT への申請日も含めてご記入下さい。**発信者番号を得ましたら直ちに情報登録票の該当ページの再提出 (差替え) をお願い致します。なお、再提出 (差替え) は 5 月 13 日 (金) までにお願い致します。**
- ・ PPP パスワードは、英数字 16 桁以内（英字については、大文字と小文字が判別できるようご記入下さい。）で記入して下さい。
- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続の副回線に INS-C をご利用になる場合には、バルク伝送もご利用になれます。バルク伝送とは INS-C における B チャネル (64Kbps) 2 本を使って、128Kbps でデータの送受信を行うことです。
- ・ LAN 型の回線構成パターンを選択する場合、必要な利用会社サーバ用 IP アドレス付与数を選択して下さい。
- ・ 当社バックアップセンタへの接続が必須となりますので、INS64 回線は最低 1 本のご用意をお願いいたします。

P10～11 「4. 2 登録情報」

P10「送信者パスワード (オンラインリアルタイム処理方式接続)」

- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続で利用される取引の送信者パスワードのみご記入下さい。
- ・ 送信者パスワードは、英数字 8 桁（英字については、大文字と小文字が判別できるようご記入下さい）で記入してください。

- ・ 同一回線で複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の送信者パスワードを記入して下さい。
- ・ 計算会社を利用される場合も、ご記入ください。

P10 「利用者センタ確認コード（ファイル伝送処理方式接続）」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引の利用者センタ確認コードのみご記入下さい。
- ・ 利用者センタ確認コードは、数字 14 桁で記入して下さい。
- ・ 記入内容としては、先頭 10 桁には右詰で発信者番号を設定し残りには '0' を設定して下さい。後ろの 4 桁は利用者側で任意の数字を設定して下さい。
- ・ 同一回線で国内取引の複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の利用者センタ確認コードを記入して下さい。
- ・ 計算会社を利用される場合は、記入不要です。

P10 「利用者パスワード（ファイル伝送処理方式接続）」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引の利用者パスワードのみご記入下さい。
- ・ 利用者パスワードは、英数字 6 桁（英字については、大文字でご記入下さい。）で記入して下さい。
- ・ 同一回線で国内取引の複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の利用者パスワードを記入して下さい。
- ・ 計算会社を利用される場合は、記入不要です。

P11 「ファイルアクセスキー（ファイル伝送処理方式接続）」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引のファイルアクセスキーのみご記入下さい。
- ・ ファイルアクセスキーは、英数字 6 桁（英字については、大文字でご記入下さい。）で記入して下さい。
- ・ 表中の「受信」「送信」は利用者から見た送受信です。
- ・ 計算会社を利用される場合は、記入不要です。

3 情報登録票（計算会社用）（様式 2-1-2）の記入にあたっての記載要領

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書（様式 1-1-1）の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、（ ）内に独自コードと記入して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）

P1「2. 申請区分及び実施日」

- ・ 今回の利用申請に当たっては、実施日については記入不要です。

P1「3. 国内取引 / 非居住者取引 / 保管振替業務申請区分」

- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続によって利用される機能（国内取引 / 非居住者取引 / 保管振替業務）を選択して下さい。

P2～3「4. 計算会社接続を行う対象の利用者」

- ・ 計算会社接続を行う対象の利用会社名と利用会社の金融機関識別コードを記入して下さい。
- ・ 「3. 国内取引 / 非居住者取引 / 保管振替業務申請区分」の「国内取引-現物取引」において、「接続する（商品別に回線を分割する）」を選択された方は、国内取引（現物・株式 / C B）、国内取引（現物・国債）の両項目に利用会社名を記入して下さい。
「接続する（商品別に回線を分割しない）」を選択された方は、国内取引（現物・株式 / C B）欄に利用会社名を記入して下さい。国内取引（現物・国債）欄は記入不要です。
- ・ 「3. 国内取引 / 非居住者取引 / 保管振替業務申請区分」の「非居住者取引」において、「接続する（商品別に回線を分割する）」を選択された方は、非居住者取引（株式 / C B）、非居住者取引（国債）の両項目に利用会社名を記入して下さい。
「接続する（商品別に回線を分割しない）」を選択された方は、項目名称を非居住者取引（株式 / C B）欄に利用会社名を記入して下さい。非居住者取引（国債）欄は記入不要です。

P4～9「5. 1 回線構成」

- ・ 回線構成パターンについては、決済照合システム接続仕様書（基盤編）付録 2 に記載されているパターンよりご利用のパターンを選択して下さい。
- ・ 発信者番号及び PPP パスワードについては、INS-C をご利用の際のみ必要となります。
- ・ 回線 (INS-C) の発信者番号を得ていない場合については、発信者番号を記入欄に「**回線申請中 (NTT に対しては 月 日に申請済み)**」と NTT への申請日も含めてご記入下さい。**発信者番号を得ましたら直ちに情報登録票の該当ページの再提出 (差替え) をお願い致します。なお、再提出 (差替え) は 5 月 13 日 (金) までお願い致します。**
- ・ PPP パスワードは、英数字 16 桁以内（英字については、大文字と小文字が判別できるようご記入下さい。）で記入して下さい。

- ・ オンラインリアルタイム処理方式接続の副回線に INS-C をご利用になる場合には、バルク伝送もご利用になれます。バルク伝送とは INS-C における B チャンネル (64Kbps) 2 本を使って、128Kbps でデータの送受信を行うことです。
- ・ LAN 型の回線構成パターンを選択する場合、必要な利用会社サーバ用 IP アドレス付与数を選択して下さい。
- ・ 当社バックアップセンタへの接続が必須となりますので、INS64 回線は最低 1 本のご用意をお願いいたします。

P10 「利用者センタ確認コード (ファイル伝送処理方式接続)」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引の利用者センタ確認コードのみご記入下さい。
- ・ 利用者センタ確認コードは、数字 14 桁で記入して下さい。
- ・ 記入内容としては、先頭 10 桁には右詰で発信者番号を設定し残りには '0' を設定して下さい。後ろの 4 桁は利用者側で任意の数字を設定して下さい。
- ・ 同一回線で国内取引の複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の利用者センタ確認コードを記入して下さい。

P10 「利用者パスワード (ファイル伝送処理方式接続)」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引の利用者パスワードのみご記入下さい。
- ・ 利用者パスワードは、英数字 6 桁 (英字については、大文字でご記入下さい。) で記入して下さい。
- ・ 同一回線で国内取引の複数取引を利用される場合、該当取引には全て同一の利用者パスワードを記入して下さい。

P10 「ファイルアクセスキー (ファイル伝送処理方式接続)」

- ・ ファイル伝送処理方式接続で利用される取引のファイルアクセスキーのみご記入下さい。
- ・ ファイルアクセスキーは、英数字 6 桁 (英字については、大文字でご記入下さい。) で記入して下さい。
- ・ 表中の「受信」「送信」は利用者から見た送受信です。

4 利用手数料請求先に関する届出書(様式 1-8-1)の記入にあたっての記載要領

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、()内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)
- ・ 金融機関識別コードを複数お持ちの方は、いずれか1つを選択してご記入下さい。(請求は複数コード分を名寄せして行います。)

P1「2. 手数料請求先」の連絡先担当者について

- ・ 連絡先担当者は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者とする必要はありません。手数料の請求について、具体的な内容がわかる実務担当者の方をご記入下さい。

P1「2. 手数料請求先」の手数料振込先銀行について

- ・ 機構は、利用者から手数料をお振込頂く口座を、下記の銀行に設けております。手数料振込先銀行には、下記の銀行より選択し、記入して下さい。

(統一金融機関番号順)

銀行名	取扱店
東京三菱銀行	日本橋支店
UFJ銀行	日本橋支店
三井住友銀行	日本橋東支店
りそな銀行	日本橋支店
みずほコーポレート銀行	兜町証券営業部
三菱信託銀行	本店営業部
UFJ信託銀行	本店営業部
中央三井信託銀行	日本橋営業部
住友信託銀行	東京営業部

(平成 17 年 1 月 31 日現在)

5 ファンド・SSI登録連絡者申請書(様式 1-9-1)の記入にあたっての記載要領

P1 「1. ファンドコード・SSI登録連絡者」について

- ・ 連絡先担当者は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者とする必要はありません。ファンド・SSIの運用について、具体的な内容がわかる実務担当者の方をご記入下さい。

6 商品別参加ステータス(様式 1-10-1)の記入にあたっての記載要領

P1 決済照合システム商品別参加ステータス(運用会社)(国債対応フェーズ)について

- ・ 国内取引について、機関投資家の立場として参加頂きます投資顧問会社様、投信委託会社様をご記入下さい。その他の会社様は記入不要です。

P1 「1. 申請区分及び実施日」について

- ・ 今回の利用申請にあたっては、実施日は記入不要です。

P1 「2. 商品別参加ステータス」について

- ・ 金融機関識別コードは、決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の「四.2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「独自コード」と記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)
- ・ データ送信の対象とする商品を選択し、対応する業務フロー区分を選択して下さい。

P2 決済照合システム商品別参加ステータス(証券会社)(国債対応フェーズ)について

- ・ 国内取引について、証券会社の立場として参加頂きます証券会社様をご記入下さい。その他の会社様は記入不要です。

P2 「1. 申請区分及び実施日」について

- ・ 今回の利用申請にあたっては、実施日は記入不要です。

P2 「2. 商品別参加ステータス」について

- ・ 金融機関識別コードは、決済照合システム 利用申請書(様式 1-1-1)の「四.2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「独自コード」と記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)
- ・ 対応する業務フロー区分毎に、データの送信の対象とする商品を選択して下さい。

P3 決済照合システム商品別参加ステータス(信託銀行)(国債対応フェーズ)について

- ・ 国内取引について、信託銀行の立場として参加頂きます信託銀行様をご記入下さい。その他の会社様は記入不要です。

- P3 「1.申請区分及び実施日」について
- ・ 今回の利用申請にあたっては、実施日は記入不要です。
- P3 「2.商品別参加ステータス」について
- ・ 金融機関識別コードは、決済照合システム 利用申請書（様式 1-1-1）の「四.2.金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「独自コード」と記入して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）
 - ・ 国債の照合をご利用になる会社様につきましては、照合を利用する業務フロー区分毎にデータの送信の対象とするか否かを選択して下さい。
- P4 決済照合システム商品別参加ステータス（生損保その他）（国債対応フェーズ）について
- ・ 国内取引について、 、 、 に該当しなかった会社様（生保様、損保様、国債の照合を利用される銀行様等）がご記入下さい。
- P4 「1.申請区分及び実施日」について
- ・ 今回の利用申請にあたっては、実施日は記入不要です。
- P4 「2.商品別参加ステータス」について
- ・ 金融機関識別コードは、決済照合システム 利用申請書（様式 1-1-1）の「四.2.金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「独自コード」と記入して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）
 - ・ 国債の照合をご利用になる会社様につきましては、照合を利用する業務フロー区分毎にデータの送信の対象とするか否かを選択して下さい。ご利用される業務フローすべてについて、データの送信の対象とするか否かを選択して下さい。
- P5 決済照合システム商品別参加ステータス（非居住者）（国債対応フェーズ）について
- ・ 非居住者取引に参加される証券会社様、カストディ銀行様等がご記入下さい。非居住者業務をご利用されない場合、記入は不要です。
- P5 「1.申請区分及び実施日」について
- ・ 今回の利用申請にあたっては、実施日は記入不要です。
- P5 「2.商品別参加ステータス」について
- ・ 金融機関識別コードは、決済照合システム 利用申請書（様式 1-1-1）の「四.2.金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「独自コード」と記入して下さい。（コード番号の記入はしないで下さい。）
 - ・ データ送信の対象とする商品を選択して下さい。

7 リリースフラグ及び一時停止 / 解除に関する届出書 (様式 3-1-1) の記入にあたっての記載要領

P1 当様式の申請者の氏名について

- ・ 申請者の氏名は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者の氏名として下さい。

P1 「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書 (様式 1-1-1) の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、() 内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)

P2 「3. リリースフラグ、一時停止 / 解除」

- ・ リリースフラグ、一時停止 / 解除の対象となる証券口座番号を記入して下さい。

8 決済代行会社への業務委託に関する届出書 (様式 3-1-2) の記入にあたっての記載要領

P1 当様式の申請者の氏名について

- ・ 申請者の氏名は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者の氏名として下さい。

P1 「1. 金融機関識別コード」について

- ・ 決済照合システム 利用申請書 (様式 1-1-1) の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、() 内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)

P1 「2. 決済照合を行なう決済代行会社」について

- ・ 決済照合業務を委託する会社名称及び金融機関識別コードを記入して下さい。
- ・ 決済照合業務を委託する対象商品を記入してください。(株式 / C B 及び国債とも同じ決済代行会社の場合は、両方にチェックして下さい)

P2 「3. 決済代行情報の申請」について

- ・ 対象商品に「国債」を選択した場合に記入してください。

➤ 「J G B C C 利用区分」

- ・ 決済代行会社に業務を委託するにあたり、J G B C C の利用区分を記入してください。
- ・ J G B C C 取引と非 J G B C C 取引で異なる決済代行会社を利用する、または両取引共通で同じ決済代行会社を利用することが可能です。

➤ 決済代行フロー区分

- ・ 決済代行会社に業務を委託するにあたり、本システムにおける業務の委託範囲を記入してください。

- 「三者間センタ・マッチング」時の決済代行利用区分
 - ・業務フロー区分が「三者間センタ・マッチング」の場合に、決済代行会社への業務委託の有無を記入してください。
 - ・複数の決済代行会社に業務を委託している場合でも、「利用する」を選択できるのは、そのうち1社のみとなります。
 - ・「利用する」を選択した場合、「三者間センタ・マッチング」においては、常に選択した決済代行会社を利用することになります。(自社での送信も不可となります)
 - ・「三者間センタ・マッチング」で決済代行会社に業務を委託しない(自社で送信する)場合、「利用しない」を選択してください。複数の決済代行会社に業務を委託している場合は、全て「利用しない」を選択してください。

9 決済代行会社利用届出書(様式3-1-3)の記入にあたっての記載要領

P1 当様式の申請者の氏名について

- ・申請者の氏名は、業務取扱責任者又はシステム取扱責任者の氏名として下さい。

P1「1. 金融機関識別コード」について

- ・決済照合システム 利用申請書(様式1-1-1)の「四. 2. 金融機関識別コード」において、「独自コード付与希望」を選択された方は、「その他」にチェックし、()内に独自コードと記入して下さい。(コード番号の記入はしないで下さい。)

P1「2. 被決済代行会社」について

- ・決済照合業務の受託先の会社名称及び金融機関識別コードを記入して下さい。

P2「3. 決済代行会社における被決済代行会社の業務に係る業務取扱責任者等」について

(1) 業務取扱責任者及び業務取扱副責任者

- ・決済代行会社において被決済代行会社の業務を担当する業務取扱責任者、副責任者を記入して下さい。

P3(2)「システム取扱責任者及びシステム取扱副責任者」について

- ・決済代行会社において被決済代行会社の業務を担当するシステム取扱責任者、副責任者を記入して下さい。

P4(3)「業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者」について

- ・決済代行会社において被決済代行会社の業務に関する業務代行者及びその業務取扱責任者と業務取扱副責任者を記入して下さい。

P5 (4) 「計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者」について

- ・ 決済代行会社において被決済代行会社の業務に関する計算会社及びそのシステム取扱責任者とシステム取扱副責任者を記入して下さい。

P6 4 「利用接続方式（国内取引）（オンラインリアルタイム処理方式接続）」について

- ・ 決済代行会社が被決済代行会社の業務を受託するにあたり、採用する接続方式を記入して下さい。

P6 5 「利用接続方式（利用者端末）（Web 端末）接続）」について

- ・ 決済代行会社が被決済代行会社の業務を受託するにあたり、Web 端末を利用するか否かを記入して下さい。

P6 6 「利用業務フロー及び利用サービス（国内取引）」について

- ・ 決済代行会社が被決済代行会社の業務を受託するあたり、利用する業務フローを記入して下さい。

以上